

国民健康保険税 第9期  
固定資産税 第4期



## 令和7年度 税制改正大綱 その2

前回に引き続き一部ご報告します。今回も、個人所得課税について触れたいと思います。

### 生命保険料控除制度の拡充

子育て世帯(23歳未満の扶養親族がいる世帯)について、新生命保険料に係る一般生命保険控除の適用限度額が拡充されました。令和8年分について適用されます。

#### (1)控除額の計算式

改正前		改正後(23歳未満の扶養親族あり)	
20,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超40,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000円	30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
40,000円超80,000円以下	新生命保険料×1/4+20,000円	60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
80,000円超	一律40,000円	120,000円超	一律60,000円

#### (2)控除限度額

区分	改正前	改正後
① 一般生命保険料	4万円	23歳未満扶養親族あり 6万円
		23歳未満扶養親族なし 4万円
② 介護医療保険料控除	4万円	4万円
③ 個人年金保険料控除	4万円	4万円
合計(①+②+③)	12万円	12万円

### 子育て世帯に対する住宅ローン減税等に係る所要の措置の延長

夫婦のいずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者を対象とした住宅ローン減税の優遇措置が、**令和7年12月31日まで1年間延長されます。**

- ・控除対象借入限度額: 認定住宅 5,000万円、ZEH水準省エネ住宅 4,500万円、省エネ基準適合住宅 4,000万円
- ・控除期間: 13年間
- ・適用期限: 令和7年12月31日までに入居した場合
- ・所得要件: 合計所得金額2,000万円以下
- ・床面積要件: 40㎡以上(合計所得金額1,000万円以下の場合)の緩和措置も延長

### 確定拠出年金制度等の見直し

公的年金の上乗せとなる年金を用意できる企業型確定拠出年金(企業型DC)と個人型確定拠出年金(iDeCo)について、毎月の掛金額の上限(拠出限度額)が引き上げられます。

#### (1)企業型DCの拠出限度額

- ・確定給付企業年金(DB)に加入していない人 月額5.5万円→**6.2万円**
- ・DBに加入している人 月額5.5万円→**6.2万円からDBの掛金相当額を控除した額**

#### (2)iDeCoの拠出限度額

- ・第1号被保険者(自営業など)
- ・企業年金に加入している会社員 月額2.0万円→**6.2万円からDB・企業型DCの掛金額相当額を控除した額**
- ・企業年金に加入していない会社員 月額2.3万円→**6.2万円**

#### <類似業種平均株価表(R6年11月、12月分)・国税庁が公表>

国税庁は令和7年1月10日付、「令和6年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」について、「A(株価)」欄の11月分及び12月分を公表しました。国税庁のHPより見ることができます。

URLは <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r05/2306/index.htm>

昨年中に、非上場株式の贈与を受けた場合は、2月1日から3月15日迄の間に、贈与税の確定申告をする必要があります。従って、株価が解らないと申告ができませんので、この時期に毎年公表しております。ご相談は当事務所まで!